

福島市内に学校を設置する申立人について、避難のために学生が休学・退学したことによる逸失利益、放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための諸費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として金1億4195万1800円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、別紙（2）エ記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

5 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が別紙（2）エ記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の法人名、住所、連絡先等の情報を必要な範囲内で提供することができる。

6 確認条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す

る。

平成25年11月8日

(仲介委員 小山達也)

別紙

単位：円

損害項目			期間	和解金額
(1)	逸失利益	本件申立てに係る〇〇及び〇〇の休学及び退学による減収		11,251,800
(2)	追加的費用	ア 情報収集費用	自平成23年3月11日 至平成25年3月31日	1,000,000
		イ 情報周知費用		70,000,000
		ウ 検査機器等購入費用		47,000,000
		エ 除染費用		5,500,000
		オ 被曝防止対策費用		2,300,000
		カ 代替施設利用等費用		1,900,000
		キ その他		3,000,000
(3)	弁護士費用			3,000,000
合計金額				141,951,800